

琉球歴史文化の日に納めることを要しない利用料金の免除に関する要領

令和3年10月8日文化観光スポーツ部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、琉球歴史文化の日の条例（令和3年沖縄県条例第13号）第5条で定める使用料等の特例及び琉球歴史文化の日に納めることを要しない使用料等を定める規則（令和3年沖縄県規則第79号。以下「規則」という。）で規定する利用料金の免除に関する事務処理に必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の免除の基準)

第2条 公の施設（規則表に掲げる公の施設をいう。以下同じ。）の使用目的が次の（1）の基準を満たし、かつ、使用者が次の（2）の基準を満たす場合は、利用料金を免除することができるものとする。

(1) 使用目的に係る基準

使用目的に係る基準は、次のアからケのすべてに該当する活動の目的であるものとする。

ア 琉球歴史文化の日（11月1日）に公の施設を使用するものであること。

イ 県民が沖縄の歴史と文化への理解と関心を深め、故郷への誇りや愛着を再認識する効果があると認められるものであること。

ウ 広く一般に公開されるものであって、団体構成員相互の勉強会や親睦を主たる目的とする催物でないこと。

エ 個人の催物でないこと。

オ 営利を主たる目的とする催物でないこと。

カ 国又は地方公共団体の施策に反対するものでないこと。

キ 政治的又は宗教的意図をもつものでないこと。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等が関与、又はそのおそれがある催物ではないこと。

ケ その他、催物として承認すべきでない特段の事情がないこと。

(2) 使用者に係る基準

使用者に係る基準は、次のアからウのいずれかに該当する者であるものとする。

ア 国

イ 地方公共団体及びこれに準ずるもの

ウ 「使用目的に係る基準」に掲げる活動を継続的に実施していると認められる法人及び任意団体

(利用料金の免除申請)

第3条 利用料金免除を希望する者は、公の施設の利用を申請する際に、利用料金免除申請書（様式第1号）を当該施設の指定管理者に提出しなければならない。このとき、第2条（1）及び（2）に該当することを証明する書類等を添えて提出するものとする。

2 指定管理者は、利用料金免除申請書が提出されたときは、すみやかに、当該申請書を知事に提出しなければならない。

(免除申請の承認、不承認の決定)

第4条 知事は、前条の申請があったときは、その内容が第2条各号の全てに該当するかどうかを審査し、承認又は不承認を決定するものとする。承認を決定したときは、利用料金免除通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 不承認を決定したときは、利用料金免除不承認決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第5条 前条の承認決定の後において第2条で定める免除の基準に反する事項が生じた場合は、免除の承認を取り消すものとする。

(実施結果報告書の提出)

第6条 免除の承認を受けた者は、催物の完了後、実施結果報告書(第4号様式)を知事に提出するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は令和3年10月8日から施行する。